

第 175回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第175回  
日本司法支援センター審査委員会  
議事次第

1 日時

令和5年5月12日（金）午後1時32分～午後3時16分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時32分開会

○高橋委員長 それでは、開始いたします。

今日は175回ということですが、いつものウェブ会議との併用方式でございます。本部には土屋委員と、それから作間委員が御出席でございます。本日は7名御出席ということでございまして、定足数6名でございますので、成立ということになります。

では、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料を確認させていただきます。本日の審議予定は5件となりまして、審議順に令和4年審第33号、令和4年審第34号、こちらは追加資料をお送りしております。続いて、審第35号、審第36号、審第37号の各資料となります。よろしくをお願いいたします。

○高橋委員長 その結果、本日の契約弁護士等に対してとる措置についてでございますが、形式的には6件、実質は5件ということになります。

では、早速審議に入ります。最初は、令和4年審第33号、資料1、それから1-1ということでございます。石塚室長から説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 それでは、令和4年審第33号の御説明を申し上げます。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第33号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 では、いつもどおりオンラインの先生方には同意書への署名・押印ということで処理をお願いいたします。

（各委員、同意書に署名・押印）

○高橋委員長 それでは、次の令和4年審第34号、資料2でございます。では説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 令和4年審第34号です。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第34号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 それでは、次が資料3です。令和4年審第35号、それでは、説明をお願いします。

○石塚法務室長 では、令和4年審第35号の御説明を申し上げます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第35号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次が令和4年審第36号、資料4でございますが、御説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 では、令和4年審第36号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第36号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 令和4年審第37号、資料5、説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 それでは、令和4年審第37号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第37号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 じゃ、そのように修正した上で議決書ということにいたします。

これで本日の議題は5件終了ということになります。

それでは、次回以降の予定をお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

6月の審査委員会は、6月9日金曜日午後1時半からを予定しております。御審議いただく案件は、本日の繰越し分が1件、新たに新件が9件、継続1件の合わせて11件を予定しております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 それでは、よろしいですか。

では、本日どうもありがとうございました。閉会いたします。

午後3時16分閉会